

令和8(2026)年度
デジタルデータを駆使した戦略的林業へのモデルチェンジ事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

内閣府「地域未来交付金（地域未来推進型）」に選定された「デジタルデータを駆使した戦略的林業へのモデルチェンジ事業」において、航空レーザー計測データ等のデジタルデータや林業分野におけるDX技術を活用し、県内林業経営体が持続的かつ戦略的な経営へ転換するための意識改革及びデジタルデータを活用できる人材を育成するため、同様の事業実績や豊富な経験、専門的な知識等を有する者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 業務名 | 令和8(2026)年度デジタルデータを駆使した戦略的林業へのモデルチェンジ事業業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙1「デジタルデータを駆使した戦略的林業へのモデルチェンジ事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和9（2027）年3月12日（金）まで |
| (4) 委託料限度額 | 19,432,600円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県環境森林部 林業木材産業課 生産力強化担当
TEL 028-623-3273 FAX 028-623-3278
E-mail ringyo-mokuzai@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、単独の法人又は、複数の法人による共同体であること。

単独の法人の場合は、次の各号の全ての要件を満たすこと。また、共同体の全ての構成員は、第1号から第6号の要件を満たすとともに、そのうちいずれかの構成員は、第1号から第2号の要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づく「競争入札参加資格者名簿」の「通信情報処理」若しくは「その他のサービス」に登録された者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 栃木県税を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

項目	日程（予定）
実施要領等の公表	令和8(2026)年6月12日（金）
実施要領等に関する質問受付締切	令和8(2026)年6月17日（水）午後5時必着
質問に対する回答	令和8(2026)年6月19日（金）
参加表明書の提出期限	令和8(2026)年6月22日（月）午後5時必着
参加資格の確認結果通知	令和8(2026)年6月25日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8(2026)年7月2日（木）午後5時必着
企画提案書等の審査	令和8(2026)年7月9日（木）
選定結果の通知・公表	令和8(2026)年7月中旬
契約の締結	令和8(2026)年7月中旬

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和8(2026)年6月12日（金）

から令和8(2026)年6月22日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所：上記2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページからダウンロードできる。

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により、持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8(2026)年6月17日（水）午後5時必着

イ 質疑方法：持参、郵送、電子メール又はFAXにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和8(2026)年6月19日（金）

エ 回答方法：回答は、質問者に対して行うとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものを除き、質問回答集としてまとめ、栃木県ホームページに掲載するほか、質問者に送付する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

また、共同体として資格認定を受けようとする者は、資格審査申請書（別記様式4）を参加表明書とともに提出すること。

ア 提出期限：令和8(2026)年6月22日（月）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に同じ

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年6月8日（月）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～キに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出期限：令和8(2026)年7月2日（木）午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）に同じ

ウ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を

- 使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。
- エ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。
なお、記載順序は任意とする。
(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）
(イ) 実施計画及び全体のスケジュール
(ウ) 業務遂行人員体制
(エ) 類似事業の業務実績
(オ) 見積額
- オ 企画提案書は1者1提案とする。
- カ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。
なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
- キ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、候補者として特定された企画提案書の著作権については、契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- サ プロポーザルへの参加により栃木県等から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- シ 本公募の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成することになるが、栃木県の判断で候補者の企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。
- ス 提案価格以外に別途費用を必要とするものは、その旨分かるように記載すること。記載のないものや不明な提案は、提案価格内で実現可能なものとして判断する。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙2の「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(ア) 開催日時：令和8(2026)年7月9日(木) (予定)

(イ) 開催方法：対面もしくはWEB会議で実施する。

(ウ) 時間：プレゼンテーション 15分

ヒアリング 約15分 計30分程度（1者あたり）

(エ) 実施方法等詳細については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、別紙3のプロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価点数の合計点の平均点が最も高い者を契約の相手方の候補者とする。

ウ イの場合において、平均点の最も高い提案者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約の相手方の候補者を特定する。

エ 各選定委員による評価の合計点が6割未満の場合は、当該企画提案書を契約の相手方の候補者として選定しない。参加者が1者であった場合も同様とする。

5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、栃木県ホームページにおいても公表する。なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させる。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

(4) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。